

配偶者からの暴力 (DV) とは？

配偶者からの暴力 (DV) は身体への暴力だけではなく、様々な形態があり、多くの場合、いくつもの行為が組み合わされ、しかも繰り返し行われます。妻が夫から受ける場合が多いですが、夫が被害を受ける場合もあり、男女の別を問いません。婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚相手」や「生活の本拠を共にする交際相手」、「元配偶者」(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)から受ける暴力も含まれます。

身体的暴力

なぐる、ける、たたく、髪をひっぱる、物を投げつける、首を絞める、突き飛ばすなど



精神的暴力

無視する、おどす、ののしる、どなる、大切なものをこわすなど



経済的暴力

生活費を渡さない、お金を取り上げる、貯金を勝手におろす、外で働くことを妨害するなど



性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せるなど



社会的暴力

実家や友人との付き合いを制限する、外出を禁止する、人間関係や行動を監視する、電話やメールの内容を監視するなど



DVのサイクル

多くの場合、「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル(周期)があり、何度も繰り返されるといわれています。加害者は、暴力をふるった後、一転して別人のように反省し、優しくなったりします。これも被害者が離れていくのを防ぐ手段のひとつといえます。被害者は「もしかしたら暴力がなくなるかもしれない」と期待して関係を続けてしまいます。このサイクルが繰り返されると、被害者は洗脳されたように「離れることはできない」「この関係の中で何とかやっていきたい」と思うようになり、支配・被支配の関係はますます強化されてしまいます。



なぜ逃げることができないの？

複雑な心理	常に暴力をふるうわけではなく、優しい時もある。いつか変わってくれると思う。
無力感	被害者は暴力をふるわれ続けることによって「助けてくれる人は誰もいない」といった無力感にさいなまれる。
恐怖感	被害者は「逃げれば殺されるかもしれない」という強い恐怖心から逃れられない。
失うもの	加害者から逃げる場合、いままで暮らしていた土地を離れたり仕事を辞めたりしなければならず、これまで築いてきたさまざまなものを失う。
子どもなど大切なひとのこと	子どもの安全や就学の問題などが気がかりで、逃げることに踏み切れない。親や兄弟に被害がおよんだり、迷惑をかけることに不安を感じる。
経済的な不安	収入がなければ生活することができない。今後の生活を考えると逃げるすることができない。

デートDVとは？

DVは若い世代のあいだでも起こっています。交際相手からの暴力をデートDVといいます。

あなたは大丈夫？

チェックしましょう！

ひとつでも該当すれば、デートDVにつながる可能性があります。

- 携帯電話に出なかつたりメールをすぐに返信しなかつたりすると怒る。
- 「バカ」「ブス」「デブ」など相手をバカにしたことを言う。
- 相手の携帯電話のメールや通話履歴などをチェックする。
- SNSでしつこくつきまとう。GPS等を使用して位置情報を把握したり、それを告げる。
- ほかのひとと仲良くしていると責めたりして友達付き合いを制限する。
- 気に入らないと、なぐる、ける、たたく、髪をひっぱる。
- 自分の言うことを聞かないと、怒る、大声を出す。
- 無理やり物を買わせたり、デート代をいつも払わせる。
- キスや性行為を無理に要求したり、避妊に協力しない。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と保護命令制度

平成13年4月に、DVに係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、DVの防止と被害者の保護のために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、保護命令制度の仕組みが設けられています。保護命令とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者(元配偶者、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手を含みます)に対して発令する命令です。命令には「接近禁止命令」「退去命令」「電話等禁止命令」などがあります。被害者と同居する未成年の子どものも被害者の親族等への「接近禁止命令」を発することもできます。